

作成者	質問 番号	記載 箇所	質問内容	回答内容
	1	特記仕様書 第1章 総則 第3節 一般事項 第2項 疑義	6月25日に頂いた質問番号4の回答について、基本的に特記仕様書及び図面に記載されていない内容がある場合は協議、そして協議の結果、設計変更と認められた場合は「北九州市設計変更ガイドライン（建築・建築設備工事編）」に沿って処理されるものと確認しました。しかしながらその次の文章では、『図面に記載がなく、地中部など現認できない箇所に大量の石綿含有建材が発見された場合や、想定外の地中埋設廃棄物が発見された場合については、特記仕様書第1章第3節第1項に該当するかどうかの判断が必要になります。』との回答でした。特記仕様書第1章第3節第1項では、『本仕様書に明記されていない事項であっても、解体・撤去工事の目標達成に必要なもの、施工上又は性質上当然必要と思われるものについては、本仕様書の記載の有無にかかわらず、工事受注者の責任において設計・施工を行うこと。』とあります。ここで対象となる地中の石綿含有建材や埋設廃棄物等は、当然工事の支障になることから質問書にて確認をさせていただいているのですが、この場合は協議の対象及び設計変更の対象にはならないと回答の文章から受け取れます。これは協議及び設計変更の対象となる事象が違うからでしょうか。『特記仕様書及び図面に記載されていない内容がある場合』と『図面に記載がなく、地中部など現認できない箇所に大量の石綿含有建材が発見された場合や、想定外の地中埋設廃棄物が発見された場合』の違いについて、具体的な例をあげてのご教示をお願いします。	本工事は通常の建築工事で行う図面契約に加え、特記仕様書で指示する性能発注を併用する工事です。図面に参考としているものも性能発注になります。 設計変更の協議を行う対象となるものは、上記に含まれるか否かの判断が必要となるものです。具体的な例は想定していません。
	2	特記仕様書 第1章 総則 第3節 一般事項 第2項 疑義	『ただし、本仕様書に明示されていない事項であっても本工事の施工上当然必要なものは、発注者の指示に従い受注者の負担で施工するものとする。この場合、請負代金額の増減は行わない。』との記載について、第1項 基本事項についての質問回答（6月25日受領の回答書、質問番号5）ではありますが、『図面には記載のない予見できない埋設廃棄物等の地中障害物を発見した場合は、規模にもよりますが「当然必要」の範囲と考えます。』といただいております。この回答と第2項 疑義の条文を併せますと受注者の負担で施工して請負代金の増減は行わないこととなります。しかしながらこの事象は、北九州市工事請負契約約款（案）の『第18条（条件変更等）(5)設計図書で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたこと』の条文に該当すると思われ、設計変更協議の対象になると思いますが、如何でしょうか。ご教示をお願いします。	上記の回答のとおりです。